

休業（補償）給付に係る全部労働不能についての申立書

1、入院について（有・無）

入院期間：令和____年____月____日～令和____年____月____日（____日間）
現況：① 現在も入院中 ② 退院した 退院日：令和____年____月____日

2、手術について（有・無）

手術日：令和____年____月____日

3、請求期間中の自宅療養の状況について（該当する全ての部分について記入して下さい）

① 医師から終日、就床加療するよう指示され、自宅で就床加療していた。

上記期間：____年____月____日から____年____月____日まで

② 医師から終日にわたる就床加療までの指示はされていないが安静にするよう指示され、外出等の行動は制限されており、その期間については業務や作業は全く行っていない。

上記期間：____年____月____日から____年____月____日まで

③ 医師から自宅外活動は制限されていないが、従事できる作業や業務が制限されており、容認された作業や業務のみ従事していた。

上記期間：____年____月____日から____年____月____日まで

④ 医師から特に制限はなかったが、作業や業務を（行った・行っていない）

上記期間：____年____月____日から 1日____時間程度

4、請求期間中に松葉杖やギプス固定、装具等を使用した有無及び期間について（有・無）

装具等の種類（_____）

使用期間（____年____月____日から____年____月____日まで）

5、通院した日及び通院日の労働の有無について（有・無）（通院日数：____日）

月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
労働の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	/	/	/	/	/	/	/	/
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

6、今後の通院予定及び通院に関する医師の指示の有無

・通院の予定（有・無） ・今後の通院予定日：____月____日

・医師の指示の有無（有・無） ・指示内容：_____

今回請求しました休業請求期間及び療養状況について、上記のとおり相違ないことを申し立てます。

____労働基準監督署長 殿

令和____年____月____日

申立者（請求人）氏名：_____

代筆者氏名：_____

【必ずお読み下さい】

特別加入者の「休業（補償）給付の支給要件」について

- 1 一般の労働者と異なり、特別加入者の場合は所得喪失の有無にかかわらず負傷（発症）前の作業が「全部労働不能」であることが支給要件となります。
- 2 「全部労働不能」とは療養（通院も含む）のため、特別加入申請書に記載した業務及びその業務に直接付帯する作業（準備・後始末作業等）などの業務（作業）に全く従事できない状態をいいます。
また、単に仕事が閑散なため業務（作業）に従事していないというのみでは支給の対象とはなりません。
- 3 したがって、特別加入者が「休業（補償）給付の対象となる」のは
 - ①入院中であること
 - ②自宅で就床加療中または安静加療中（医師の指示によるもの）であること
 - ③通院加療中であって特別加入申請書に記載した業務が全くできない状態であることと
のいずれかに該当する場合は言います。

《注意》

事業主、労働保険事務組合、一人親方等の団体及び労働者が「虚偽の報告」、「虚偽の記載」をした文書を提出した場合は、罰せられます。（労災保険法第51条、53条）

この申立書は必ず本人（請求人）が記入し、代筆が必要な場合は代筆者氏名欄に代筆者の氏名を記入するようお願いします。

なお、記入漏れがある場合は、書類の返戻、確認等のため、支給決定はその分遅くなりますので、記入漏れのないよう確認してから提出して下さい。

特別加入保険料の未納がある場合は、支給制限をすることがあります。休業（補償）給付支給請求の初回請求時のみ、下記により保険料納付状況について、労働保険事務組合または一人親方団体等から証明を受けて下さい。2回目以降は証明を受ける必要はありません。

本件請求は、特別加入保険料を

- 1 完納している
- 2 未納がある（ 令和 年度 期分 円 ）

ことを証明いたします。

令和 年 月 日

事務組合または一人親方等団体名

【参考】労働者災害補償保険法第三十四条【中小事業主等の特別加入】第四項（抜粋）

中小事業主等の事故が徴収法第十条第二項第二号の第一種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

労働者災害補償保険法第三十五条【一人親方等の特別加入】第七項（抜粋）

一人親方等の事故が徴収法第十条第二項第三号の第二種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。